

児童虐待の防止等に関する政策評価

説 明 資 料

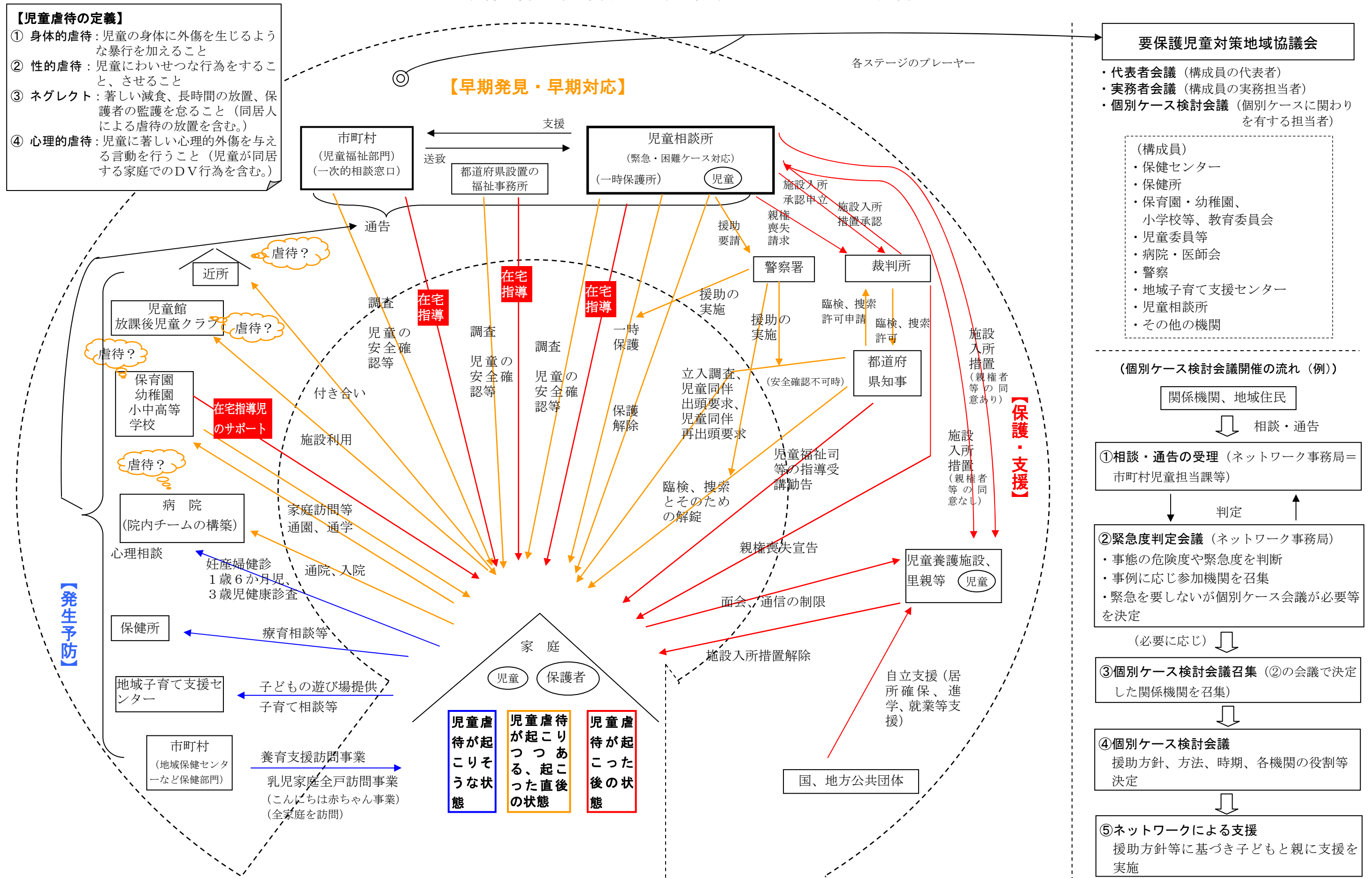
平成 21 年度第 3 期 政策評価計画(案)

名 称	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成 16 年には、同法及び「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、同年に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においても、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会」の実現等を目指し、虐待防止ネットワークを全市町村に設置すること等とされた。さらに、平成 19 年にも児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。 しかしながら、平成 20 年度における児童相談所（4 月 1 日時点 197 か所）の児童虐待相談対応件数は 4 万 2,664 件であり、児童虐待の防止等に関する法律施行前の平成 11 年度 1 万 1,631 件の約 3.7 倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。 この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。
調 査 項 目	1 児童虐待の防止等に関する政策の現況 2 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況 3 その他
調査対象機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省
関連調査等 対 象 機 関	都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中高等学校、関係団体等
調査実施時期	平成 21 年 12 月～
担 当 評 価 監 視 官 等	内閣、総務、厚生労働、防衛担当評価監視官 管区行政評価局等

「児童虐待の防止等に関する政策評価」スケジュール（案）

平成 21 年 4 月	資料収集
	（ 有識者ヒアリング等
10 月	関係府省事前ヒアリング
11 月	第 1 回研究会（政策評価計画）
	<u>政策評価分科会</u> （政策評価計画）
12 月	各省実施通知（12／1）
	本省調査（～22 年 3 月）
	地方テスト調査（～22 年 3 月）
	アンケート調査票、実施計画等作成（～平成 22 年 3 月）
平成 22 年 1 月	
2 月	第 2 回研究会（アンケート調査設計等）
3 月	第 3 回研究会（現地調査－実施計画等）
4 月	地方局所への調査の実施指示、現地調査（～22 年 7 月）
5 月	アンケート調査実施、（本省による現地調査）
6 月	現地調査についての中間検討会
7 月	
8 月	現地調査結果の取りまとめ
9 月	（
10 月	）
11 月	第 4 回研究会（評価結果の方向性について）
12 月	<u>政策評価分科会</u> （評価結果の方向性について）
平成 23 年 1 月	最終評価書取りまとめ
2 月	最終報告書（案）各府省事実確認
3 月	勧告・公表

児童虐待の防止等に関する政策の体系（イメージ図）（未定稿）



児童虐待の防止等に関する政策の脈略図（未定稿）

児童虐待の防止等に関する法律の目的	児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を推進し、もって児童の権利利益を養護
-------------------	--



「児童虐待の防止等に関する政策評価」の評価チャート（未定稿）

対象とする政策の目的	児童虐待の防止等に関する施策を推進することにより、児童虐待の防止等（児童虐待死の撲滅）を図ること
評価の対象とする政策	児童虐待の防止等に関する法律等に基づき、各府省庁が講じている児童虐待の防止等に関する各種施策

